

## 環境影響評価審査会 姫路相生太陽光部会 会議録

- 1 日 時 : 令和6年5月27日(月) 14時00分~15時30分
- 2 場 所 : 神戸市教育会館 404会議室
- 3 議 題 : 姫路相生太陽光発電所に係る早期段階環境配慮書の審査について
- 4 出席委員 : 中野委員(部会長)、遠藤委員、中山委員、花田委員、山下委員
- 5 兵庫県 : 環境部次長、水大気課環境影響評価官、審査情報班長他課員3名  
環境政策課、西播磨県民局環境課  
関係市町 : 相生市市民生活部環境課
- 6 配付資料 :  
資料1 : 環境影響評価に関する条例手続フロー図(姫路相生太陽光発電事業)  
資料2 : 姫路相生太陽光発電事業に係る早期段階環境配慮書に対する審査会意見  
資料3 : 姫路相生太陽光発電事業に係る早期段階環境配慮書の審査について(答申)(案)
- 7 議事概要 :  
<事務局から資料1から資料3について説明>

[質疑]

(委員)

資料2の全体的事項(4)で、ゴルフ場の営業をしながらアセスの調査、予測するという  
ことで、事業実施時と同条件にならない面は仕方がないと思いますが、やはり現地の調査  
期間に、ある程度の制限がかかってしまう可能性があるのでは、その辺は概要書の中でも、  
余裕を持った調査計画、適切な調査について配慮されているかどうかということ、触れ  
てもらった方が良いと思います。

(部会長)

例えば答申案のどの辺りでしょうか。

(委員)

動植物だけの話なのか、全体的事項の方が良いのかは分からないので、少なくとも例え  
ば動植物ではその調査に制約がかからないような配慮を求めたい、ということ概要書  
の中で触れてほしい。

(部会長)

ということは全体的な事項のところで調査方法とか調査時期について書くという形  
ですね。

(委員)

そうですね、それでもいいと思います。

(部会長)

調査期間とか方法については全体に係ることなので、動植物だけに指摘するのではなく、全体として述べた方が良くということですね。

(委員)

そうですね。

(部会長)

調査時期、方法について書き加えていただくということによろしいでしょうか。

(委員)

よろしいですか。記載の仕方で思いついたのは、全体的事項のところに入れて、ゴルフ場として営業しながらアセスの調査予測を行おうとしているので、適切なアセス調査・予測が実施されるように、調査方法や調査期間等について概要書で明記すべき、といったことを盛り込んでほしいのですが。

(部会長)

全体的事項の最後の辺りに追加しては、というご意見でよろしいでしょうか。

(事務局)

そのような形で、全体的事項の方に入れたいと思います。

(委員)

総会の時に防草方針や床面状態についてのご指摘がありましたが、答申案では、維持管理に係る方針を具体的に概要書に明記すること、とまとめています。ところが総会でのご意見というのは、草が生えてくるのをどうするのか、その対応策によっては地面の状況も変わるし、流出係数等も変わってくるし、それによって、調整池のありようも変わってくる。だから、そのあたりをきちっと比較して検討すべきだ、といったご意見だったと思います。それに対して事業者側の回答は、今はゴルフ場として除草剤を使っているけれども、今後は年に4回ほど草刈をするという答えだったと思うのです。

そうすると、こちらの方からの指摘としては、維持管理に関わる防草方針を明記する、ということが大事なことではなく、事業として、土地改変とか、或いは調整池とかといったものに影響を及ぼさない、できるだけ環境の側面に影響を及ぼさないような形の防草方針とか床面状態の維持というものを検討すべきだ、と。そういう指摘になるのではないかと思います。

だから答申に書くべきは、概要書に書けという内容よりは、できるだけ事業全体として、土地改変に繋がらない、環境に影響を及ぼさないような方針を検討しろ、というような指

摘ではないかと思いましたが、どうでしょう。

(部会長)

それは全体的事項のところで指摘しておくということになるのでしょうか。

(委員)

全体的事項の(8)のところを、そういう趣旨で書き直していただければと思います。防草方針を具体的に概要書に明記するというのではなくて、土地改変等、環境に影響を及ぼさない形での防草方針なりを検討すべきだと、概要書にはそういう方針、検討の結果を書くべきだ、といった指摘だったと思いますがどうでしょう。総会の時の委員のご意見を適切に私が理解できているかどうか自信はないですが。

(部会長)

結局、除草剤を使うか、人の手でやるかどうか、どちらかみたいな言い方になってしまうので。

(委員)

それを書けばいいのかということではなくて、どういう防草のやり方が環境にやさしいやり方なのか、というのをしっかり検討せよというそういう指摘だったのではないかと思います。

(委員)

私も例えばその除草方針についても、なるべく環境に配慮した形、環境影響の小さい形で土地改変をやる、というのがまずあって、それを配慮してやるようにということで、方針・方法を書いてもらうのが目的ではないかなと思います。

土地改変に関してもし書いてくださるのであれば、全体的事項のもう少し前の方かなという気もするのですが、いかがでしょうか。(8)で良いのだろうか。例えば、樹木の伐採を最小限に抑える、これも土地改変に入ってくると思います。だから、土地改変のことを少し前に書いておいて、具体的な個別のことについても、災害に関しても環境影響が小さくなるように配慮してくださいということだったと思いますので、それを先に書いていただいた方が良くと思いますが、いかがでしょうか。

(部会長)

つまり、防草方針だけに限るのであれば個別のことになるので、(8)あたりになりますが、土地改変ということになりますと、すごく大きなテーマなので、もっと前の方で、環境に影響を及ぼさないような防草方針も含めて、土地改変等、環境に悪影響を及ぼさないように配慮すること、というようなことをもう少し前の方に書いたほうが良いということでしょうか。

(委員)

はい、その通りです。

(部会長)

防草方針も含めて、みたいな書き方をして、前の方に持ってきた方が良いのではと。

(事務局)

ご指摘ありがとうございます。この防草方針のところにつきましては、除草剤をまくのか或いは水がしみ込まないようなシートを敷くのかといったご質問があって、事業者の方から明確にそういうことはしないというお答えがありましたので、環境に配慮したような防草方針というようなことは今回の答申案では書かずに、具体的な防草方針を次の概要書で示してくださいというご意見を書かせていただいたものです。しかし、委員の方からご指摘がありましたように、できるだけ環境に配慮した防草方針をとるということは当然、事業者に求めていくべきものですので、ご指摘のありましたような表現を入れたいと思います。

記載場所につきましては、全体的事項ということで、(8)から前の方へ持ってこようと思います。

(委員)

別の話に移ってよろしいですか。全体的事項の(6)ですが、これは積極的な情報提供云々の話なので、最後に記載してはいかがでしょうか。

(部会長)

全体の環境影響の話ではなく、二次的な内容なので、もっと後ろでいいのではないかと  
いうご意見ですね。

(委員)

はい。全体的事項の最後で良いのではと思いました。

それと(5)ですが、これには2つの内容が含まれていて、1つは災害等によって大量の破損パネルが発生する恐れがあるという話と、それから2つめに斜面の崩落や土砂の流出等の問題というのが並んでいるのですが、果たしてこれらを1つにまとめていいのか。1つにまとめると、後半の内容が、こちら災害絡みの話と受け取られかねないのでは。せめて、後半を改行し段落を変えるといいのではと思いました。別に改めてナンバリングする必要はないと思いますが、段落を変えるぐらいしたほうがいいと思います。

(部会長)

区切りをつけたほうがいいということに関して、私も引っかかる場所があります。太陽光パネルの廃棄の問題と防災とが関わってくるところですが、今回の事業ではコース間の区切りの樹木も伐採する。また、芝生がなくなって太陽光パネルに変わるし、防草も実

施するので雨水流出係数は高くなる。雨水が浸透せず出ていってしまうという状況が非常に大きくなってしまいます。特に台風とか豪雨の災害時には顕著になり、土砂災害の危険性が増すわけです。なので、1つは、後半の斜面崩落・土砂流出の内容に加え、今回、雨水流出係数が非常に高くなることが予想されるために、土砂災害を防ぐための計画とか対策を立てるべきということ、1つ明記したほうが良い。それと、配慮書の7ページに、調整池は既存のものを使うが容量等は今後検討する、ということが書いてありますね。なので、調整池はそのまま使うとしても、容量を検討するときに、災害時に雨水流出係数が非常に高くなってしまったということも含めて、容量を検討すること、ということをごきちん明記したほうがいいのではないかと思います、ご専門の先生、いかがでしょうか。

(委員)

すいません、今、考え事をしておりました。というのも、今日は前回の積み残しの配慮書に関する議論がまず出てくるかと思っていたのですが、一切出てこない。いきなり答申案の議論だけだから、あんまりここにこだわらなくてもいいのではという気はします。もっと大切なところ、要するに配慮書がそもそもかなり足りない部分があるので、まずそちらかと思えます。なぜこの話し合いにいきなり飛んだのかと思いついて聞いていました。それが今思っていることで、ご質問がよくわからなかった。どこが論点ですか。もう1回教えてください。

(部会長)

今申し上げた意見は、コース間の区切りの樹木を伐採する、そして、ゴルフ場として張ってある芝生が太陽光パネルに変わる、なので雨が浸透する芝生がなくなってしまうということと、防草を実施するので草も今と比べて随分減ってしまい、雨水流出係数が高くなってしまいます。特に、災害時は太陽光パネルが壊れた状態でその辺に仮置されるような状態なると思いますが。

(委員)

そのあたりの話はわかりませんが、結局どこの文言がどうだという話でしょうか。

(部会長)

答申案の全体的事項の(5)の話をしてしていますが、そこに、災害時に大量の廃棄パネルが発生した場合、事故が起こる可能性がある、保管とか処理の方法を検討することということが書いてあって、その次に、災害時の斜面の崩落や土砂の流出の問題が生じないようにということが書いてありますが、廃棄パネルが大量に発生するという問題と、斜面の崩落や土砂の流出の問題を分けるかどうかに関して。それと、事業計画の中で、調整池はそのまま使うが容量は今後検討すると書いてあるので、雨水流出係数が高くなってしまったということも含めて、容量を検討すること、というふうに明記して欲しいと。

(委員)

まず、最初の話はどちらでもいいと思います。2番目は、調整池はそもそも、どうしてその容量をふやさないといけないのか。総会の話し合いでも、結局調整池では濁度が止まらない、せいぜい大きな粒径の土砂しか止まりせんよ、あまり意味がありませんよ、ということだった。そもそも調整池が何の役割を担っているのかがはっきりしていないので、この辺りをもう少し部会で議論したらどうですかという話になっていた気がします。ですから、今の質問へのお答えは私からはしづらいです。

今配慮書を見ていますが、基本的に、濁水をそもそも選定しない、ではなくて、きちんと濁りを計測しましょうという、そういうところは今回議論には上らないのですか。

(部会長)

調整池の濁度という話は、水質のところに入るのですか。今私が申し上げたのは水量、濁度ではなく量の話ですが。

(委員)

何の量ですか。

(部会長)

台風や豪雨時に流出する雨の量です。

(委員)

水ですか、それとも、大きな粒径のものですか、または小さな粒径のもの。

(部会長)

水です。

(委員)

水を調整池でどうするのですか。

(委員)

教えていただきたいのですが、そもそも今ゴルフ場になっているところが、太陽光発電所になると、コース間の樹木を伐採したり、或いは芝だったところが芝でなくなったりというような変化が起きる。そうすると、雨が降ったときに、ゴルフ場だったときと比べると、降った雨が下流に流れていく速度というか、量が多くなるだろうと思います。そうすると、そういう水の流れの変れというのは、調整池で対処できるのだろうか。

(委員)

まず、流量に対して調整池が何か役割をするかという、基本的に何も役に立ちません。なので、何のために調整池を大きくするのですか、何のために調整池がそもそもあるのですか、というのが私からの質問です。ゴルフ場の決まりだったから作ったというのが答え

のような気がします。そもそも調整池は濁度も止めてくれない。大きな粒径の土砂が出てくるのを止めるという役割はそこそこあると思う。ですので、今のご質問に対して、もし流量、水の量を少し低減させて水位を低下させるという役割を期待しているのであれば、可能性はほぼゼロです。

(部会長)

配慮書の7ページには、排水計画の中で、調整池の容量を今後検討するということが書いてありますが、要するに私は、なぜこういう話をしたのかというと、処分場を作るとき、最終処分場では排水を一時貯留する場所を作ってくれという話がよく出る。それが、ゴルフ場から太陽光発電所が変わることによって貯めなければいけない水の量はどこかで受けとめないといけないのではないかと、そうでないと洪水が起こってしまう、土砂災害が起こってしまうということを、地元の方は心配されるのではないかと思います。

(委員)

そもそも調整池自体が洪水等を想定していない。平水時の非常に流量が小さいときに、調整池の中で滞留時間が半日程度稼げた場合で水深50センチぐらいであれば小さい粒径のものはそこそこ沈殿するだろうという、そういう役割で作られるものが、一般的な調整池だと思います。ですので、排水もしくは洪水のことを考えているのであれば、今までの話は全くかみ合っていないと思う。

(委員)

配慮書の7ページの排水計画では、調整池で土砂等を沈降させた後で放流する云々とあって、調整池というのはあくまでも、濁水対策だと。先生のご見解でも、調整池というのはそもそもそういうものだと理解してよろしいですか。

(委員)

はいそうです。しかも、流量が小さい、不飽和浸透が卓越する場合の流れに対してのみ働くものと思ってもらうと良いと思います。表面流が発生するような状況だと意味がないものだと思います。ほとんど川の一部になります。

(部会長)

ということは答申案で書かれているように、斜面の崩落や土砂の流出等の問題が生じないよう安全対策を確実に実施すること。という中に、流出量が増えてしまう事に対する対策がここに入っているのだと解釈していいですか。

(委員)

はい、そうですね。土砂に関してはこの文言でいいと思います。適切に対応する、でないのではないですか。

(部会長)

段落を変えるという程度でよろしいですか。

(委員)

後半の文章「事業実施想定地域周辺において」の前に、ゴルフ場から太陽光発電所に変わるので、という意味で「土地利用の変化が発生するから」のような文言を入れてみては。変化があるから「斜面の崩落や土砂の流出等の問題が生じないように安全対策を」とつなげる。その方が、趣旨がわかりやすい。

(部会長)

そこに含まれているということによろしいでしょうか。

(委員)

ややこしくしたら申し訳ありません。番号を変えるまではないという話でしたが、私は(5)の2つの文章は違うことを言っている気がします。

後半は、土地改変に関する話だと思います。変えるか変えないかはともかく、記載の内容に配慮してください、というのが後半。だからどちらかといえば、土地をいじる時の注意事項というところに入ると思います。前半は、もし災害が起こってしまったとき、太陽光パネルがたくさんあるために、非常に環境に憂慮すべき事態が起こりそうなので、そのための計画をきちんと立ててください、ということだと思います。

ですから、土地の利用についてしっかり考えてください、の中の1つが後半で、それから別途、災害時の計画は立ててください。とした方が、何となく整理がつく気がします。調整池に関しては私もわかりませんが、この2つの文章が少し別のことを言っている気がするので、思い切って分けたら、整理がしやすいのではないかと思います。もしややこしくしたら申し訳ありません。

(部会長)

要するに、後半の斜面の崩落や土砂の流出の話は土地改変の話とくっつけて、もう少し前の方に持っていくということですね。それで、太陽光パネルが災害時廃棄物になった時の内容は、それを独立させて1つの指摘事項として5番目ぐらいに置いた方がいいのではないかと話でよろしいでしょうか。

(委員)

災害時の破損パネルに対する対応計画は必ず必要だと思います。計画を作成していただくと別途記載したらいいのではないかと思います。

(部会長)

調整池の話はそれを独立して特に具体的に指摘するというのではなく、大きな話として土地利用、土地改変の話の前の方に持っていくということによろしいでしょうか。



(事務局)

(5)につきましては、災害ということでもとめて同じところに持ってきたものですが、委員ご指摘のように、まずはその土砂の崩落や流出に対してはそうならないようにきちっと安全対策を実施するというのが大前提で、それでもなお起こってしまった時には、二次災害が起きないように対応計画をきちっと立てておくことという2つの内容になっているかと思います。そういう意味で順序も逆ですし重要度もやはり後段の方がある程度基本的で非常に重要なことですので、そこは今の場所から少し前の方へ持っていくということで、事務局の方で場所を考えたいと思います。

(委員)

先ほどのことでまた質問してもいいですか。まだよくわかってない部分があり、表面水、表流水というか、表層を流れる水というのは、当然増えると予想されるわけですね。そこで、調整池というのがそれに対してあまり機能しないのであれば、その表面水がその先はどう排出されていくのかがわからなくて、その辺りはどんな対応が可能になるのか。

(部会長)

そうですね。そこがすごく気になるところです。というのは、総会でも述べましたが、過去に矢野川が非常に大きな洪水、土砂災害を起こしています。なので、浸透する面積が減った状態で大量の降雨が起こった場合、排水計画をいい加減にすると、下流には民家や老人ホームなどもあり、非常に大きな被害を及ぼす可能性がある。この配慮書の段階で求めるのかどうかはわかりませんが、土砂災害・洪水対策はどこかにきちんと指摘しておかないといけない。うやむやになって事故が起こったら困るということは、非常に気になっています。

(事務局)

失礼します。排水先について、調整池は東側と西側の両方に1ヶ所ずつございまして、東側の方は矢野川へ、西側の方は小河川の方へ排出され、それが最終的には千種川の方へ合流して下っていきます。調整池を経由して排出されますが、その調整池の容量をどの程度にすべきかについては、まだ事業者が検討しているところです。そのため、調整池の大きさをどうこうというよりも、安全対策を確実に実施して欲しいということで、案に記載しています。

(部会長)

他の委員の皆様いかがでしょうか。安全対策という一言に収斂させてしまっているということですが。

(委員)

先ほどの議論を伺っていますと、特に動植物の(3)に書いてあるように、流量という

か水質も含めて調整池が受けとめて下流へ排出される中で生物にも影響があるのではないか、ということで危惧されていると思いますが、この記載で果たしてそのあたりの対策が十分にとられるようになるのかどうか、危惧がまだ残っているのではと思います。

(部会長)

ご説明の通りだと思いますが、今配慮書の段階ですが、オーバーフローした場合どうするのかというところに対する答えがないまま、安全対策という一言にまとめてしまうのは、どうなのでしょう。

(事務局)

今の段階では、配慮書の中ではまだ具体的な計画というのが書かれていませんので、まずそこをきちっと固めた上で、さらにその計画を進める上で、動植物生態系にどのような影響があるのかというところを今後の環境影響評価手続の中で明らかにするよう、という旨の記載をしています。

(部会長)

それでは、安全対策を確実にという書き方をしておいて、今後進んでいくにつれて計画も具体的になっていくでしょうし、こちらもう少し具体的に意見を言っていくという、そういう手順でよろしいでしょうか。また計画が示されるという事ですかね。

(事務局)

当然調査の方法なども示していただきます。詳しい事業計画が明らかにならないことには、必要な調査の議論も当然できないと思いますので、事業計画を具体的に書くよう求めています。水質のところでは、事業計画を具体的に記載することと書かせていただいています。

(委員)

いずれにしても、後の段階でどれぐらいの流出量になるのかというのは出てくるだろうと思います。具体的な流出量が出てきたときに、土砂の流出、濁水対策に関して、今の調整池で受けとめられるのか。或いは流出量の増加というものが、適切に処理できるのか、どういう形で処理するのか、増加に対応するのか、という話になるだろうと思うのですが、そういう理解でよろしいですかね。その時に改めて議論するということがいいのではないかと思います。

(部会長)

そうですね、今回の議論をきちんと覚えておいて、もう少し後の段階で、濁度、流出水量等の具体的な数字が出てきたときに、また改めて議論するということがよろしいですか。

(委員)

はい。今議論されているように、具体的な例が出てきてからでいいと思います。こちらの方では広い意味合いをもたせる書き方をするとにかく安全対策は講じるということで、実際に、具体的にどういう設計でとなったときに、より詳しく考えればいいことだと思います。

(部会長)

ありがとうございました。もう少し後の段階で再度議論しましょう。本当に私たちの責任も重いと思うので、この辺をきちんとしておかないと。他に何かご意見はございますか。

(委員)

全般的事項の(7)で樹木の伐採を最小限に抑えるとありますが、これはいわゆる残置森林、手をつけない残置森林の話ではなくて、現状コース間の区切りになっている樹木等の話だと理解してよろしいですか。

(事務局)

はい、コース間の樹木です。ゴルフ場を建設した時に植えられた樹木を、今回一部伐採するとのことなので、そこを最小限に抑えるようにという意味で書いています。

(委員)

そうだとすると、もう少し言葉を加えていただいた方がいい。「現在コース間の区切りとして設置されている樹木伐採は、最小限に抑えるよう努めること。また、残置森林として保全する区域を概要書に明記すること。」とした方が、分かりやすいのではと思います。

(部会長)

最小限に抑えることをまず指摘して、そして、保全する区域を明記することと記載する。それらはまた別の話なのでということですね。よろしいでしょうか。

(事務局)

そのように修正します。

(委員)

直接関係しないことかもしれませんが、全体的事項の(2)に関連して。ここで書いてあるように、事業終了後、環境影響が生じないよう当該設備を確実に撤去することというのは、これは当然のことで書くべきだと思うのですが、そうすると、このゴルフ場跡地という状況はどうなるのだろうと思いました。つまりゴルフ場跡地のグリーンやフェアウェイにパネルを設置し、そのパネルは、事業終了後に撤去する。そうすると、元フェアウェイだったところや元グリーンだったところというのはそのまま残るが、これどうなるのだろう。関連して少し気になったのは、こういう林地開発許可のとき、林地開発許可では事業終了後の話というのは、許可条件とかそういうことで出てこないのだろうか。

(部会長)

おっしゃっているのはこの太陽光発電所の事業終了後ですか。

(委員)

ではなくて、発電所でもいいが、そもそもゴルフ場を設置したときの林地開発許可というのは、終了後は考えていないのだろうか。

(事務局)

ゴルフ場が作られる際に、地域計画対象民有林であれば、林地開発許可を得ているはずで、そしてゴルフ場が完成したら、許可に係る完了検査を受けて、それでOKならその時点で森林区域から外れているはずで、なので、森林区域から外れたゴルフ場の事業終了後の現状復旧というのは、林地開発でも特に規程というか、許可の条件にはなっていないと思います。

(委員)

わかりました。ただそうすると、ゴルフ場跡地というのがずっとこれから先に残るわけですね。別の事業が行われない限り。

(部会長)

何年後かに新たな目的の土地利用があれば変わっていくということですね。

(委員)

今の話に関連して、ゴルフ場そのものも、今、生物多様性という観点から結構見直されている部分があります。昔はゴルフ場というと環境破壊のやり玉に挙がっていましたが、森林があつて適度に空いた空間とか草地があるというところで、昔の里山のような環境もあり、いろんな生き物が住めるという観点もある状態だと思います。30年後にパネル撤去をしたときに、そういう方向に動いてくれると良いかなと思います。それはもうここには書き込めないのしょうからまあ仕方ないと思います。

別の話になります。個別的事項の(3)の動植物生態系のAについて。「緑地、森林河川及び調整池等、動植物が生息、生育している可能性のある場所が存在し」と書いてありますが、可能性があるというより、当然、いるはずだと思います。また、後の方で「多様な」というのも出てきますし、「多くの動植物が生息、生育可能な場所が存在し」とした方がすんなりするかなと。表現上の問題ですが。次の「特に、河川には重要な種を含めた多様な水生生物が存在している可能性が高い。」ここはまだ調査が必要でしょうから、それでもいいかと思います。その後に「施設の配置や」というのがありますが、施設の配置というのはどこまでを指しているのかを質問させてください。

(事務局)

まだ事業者から具体的にパネルをどう配置するのか、パソコン、系統連携の場所などもどこに設置するのかが示されておりませんので、その部分のことを指して書いています。

(委員)

どう配置するかという、そういうことですかね。事業計画のやり方自体によってやはり影響が出るかどうかというのは、かなり変わってくる気もしますので、もう少し大きい言葉で書いた方がいい気がしましたが。事業計画だと大きすぎますか。

(事務局)

ご指摘のように事業計画の内容によってはということでも、そちらの方がより大きな観点での意見になるので、そうしたいと思います。

(委員)

いやむしろ「施設の配置や工事の実施内容等、事業計画の内容によっては」とした方がよいのではないですか。事業計画というと少しぼんやりしすぎる、大きすぎるので。

(部会長)

そうしたら「施設の配置や工事の実施内容等、事業計画の実施内容によっては」でよろしいですか。内容を具体的に残しながら事業計画と書くということでもよろしいですね。

(委員)

(2) 水質のところ、3行目の終わりに、「水質への環境影響が生じないよう適切な事業計画とし」とあるのですが、「適切な」の前に、確か総会の時に委員の指摘があったと思いますが、管理者が変わる、管理の仕方が変わるから、いわゆる、保守管理といいたいでしょうか、維持管理、と入れていただければと思うのですが。施設の維持管理の体制、といいたいでしょうか、その体制も含めて適切な事業計画とし、というようにしていただけるといいかなと。管理者が変わるので、これまでのゴルフ場管理者がやっていた、水質への影響・環境影響が生じないような維持管理と同等かそれ以上の適切な管理体制をきちんと取っていただきたい、ということを含めた事業計画をとということを入れていただければ。

(部会長)

管理者が変わるから、維持管理の体制の辺りをきちんと釘を刺すような感じで言うておくということですね。

(事務局)

文言については検討します。

(部会長)

維持管理の体制も含めて、入れるかどうか検討するということですね。この辺でよろし

いですか。もう他に意見がなければ本日の審議はこれで終了したいと思います。

(委員)

よろしいでしょうか。総会時に今度部会で濁水のことなどいろいろ話し合ってくださいとなっていた気がしますが、今日はなしですね。この答申の中にも、最後の方に配慮書類について審議とありますが、今日審議は一切なかったということですか。

(部会長)

この答申案について、濁水についても書くべきであれば、今ご意見をいただければ幸いです。

(委員)

きちんとした理由や根拠がなく配慮しないとなっているのはおかしいので、モニタリングはきちんとしてくださいね、というだけです。一応議事録には残していただきたい。総会で他の先生方が皆さんいろいろ議論していたので。

(委員)

いやむしろ今の先生のご意見を聞くと、答申案にそういう指摘が漏れているので、この答申案に、濁水について対象とすべきだと、そして適切にモニタリングをすべきだということ盛り込むべきだというご意見ですよ。

(委員)

実は濁水については記載があります。「適切な事業計画として具体的に」と書いてあるので、それについては考慮するという書き方になっているので、私は答申についてはこれでも全然問題はないかなと思う。問題は配慮書の方で、早期段階配慮事項の濁水についての部分、配慮事項からは外すというバツがついていますよね。

(事務局)

175、176 ページですね。

(部会長)

早期段階配慮事項として選定しないとなっているが、それはいいのだろうか、という話ですかね。

(委員)

総会の時に、これは理由になっていないから、配慮してモニタリングとかきちんとしましょうね、という話が確か挙がっていました。どなたでしたか忘れましたが。ところが、答申の中には濁水のこと書かれているので特にいいと思いますが、これでは、そもそも配慮しないので結局この後検討しない、終わり、ということになりそうな感じがしました。

それで、次回総会に持っていったときに、あれはどうなりましたかということになりそうです。一応、私も覚えていたのでお伝えしておきます。それでも無視されたというなら、無視されましたと総会で言えるので。それはそれで私は全然構いません。

(事務局)

失礼します、確かに176ページには、今回の配慮事項として濁水は選定しないと書かれています。ただ、現時点では配慮書の段階ですので、当然次の概要書の段階では、より事業計画が具体的になり、その際にもう一度、環境影響について選定する事項が図書の中で示されます。今回の答申案にも安全対策を確実に実施することと書いていますが、概要書の作成の段階では事業者に対して、その点はもう一度直接、事務局の方から指導したいと思っています。

(委員)

いや、むしろそのことは明記したほうがいいのではと、ご意見を伺って思いました。(2)水質のところですが、ここに記載してはどうだろう。つまり、「事業実施想定地域周辺には農用地区域が分布しており、周辺の河川は農業用水等の水源として、利用が考えられる。」そして「そのため、配慮書では、早期段階配慮事項として濁水は、選定されていないが、概要書の段階では、工事中云々」と続けては。そうすると、委員の気にされているご指摘がもう少し明確に指摘できると思います。

(委員)

そうですね。そういう文言を追加しても良いのであれば、おそらく総会の時の委員の方も、それならいいでしょうと思っただけの気がします。

(委員)

せっかく部会でそういう発言があったわけですから、それはご検討いただければと。

(委員)

私もこういう仕事に関わっていると、まず濁水は出るので、過去に比べて出ないというのは、測って出るのを避けている、というのがもう完全にみえみえなわけです。できる限り、本当は測っていただきたい。ただしもちろん測るのは色々と大変な作業が伴うというのでバツにされているのもあると思うのですが。お金もかかりますし。ぜひ、指摘していただければ、環境影響評価としては良いものになると思います。

(部会長)

では概要書の段階で、この点についてはきちんと調査して欲しいということを書く。

(事務局)

(2)水質のところに入れます。文言については、事務局の方で検討し個別に相談した

と思います。

(委員)

お話を聞いていますと、この答申というのはあくまで配慮書の審査ですよね。ですから配慮書が不適切だったということであればはっきりと、きちんとやってないのは駄目じゃないか、という記載を入れたほうが良いような気がしました。

(部会長)

配慮書で選定されないことになっているけれども、もっときちんと調査した方がいいと。

(委員)

私も実はそこが気になっています。順番としては、前回の総会で配慮書のここがおかしいのではないかと指摘されたので、まず答申に入る前に配慮書をもう一度審議した上で、そのあとで答申の審議という順番かなと想像していた。なので、あれ、と思って最後に言いましたが、まさに今おっしゃられた通り、順番が逆だったのではないかなと。

(委員)

むしろ、(2)水質の最初に「配慮書では早期段階配慮事項として濁水が選定されていないことは適切ではない」という話をして、その上で、事業実施想定区域云々という話に続けた方が適切だというご指摘ですよね。その方が、部会としては言いたいことだと。

(委員)

要約していただいてありがとうございます。もう本当にその通りです。

(部会長)

この配慮書の部会は今回限りなので、答申案を今のように、より厳しい指摘として修正して、それを各委員にメール等でお送りして確認を取って、答申とする、ということでしょうか。委員も修正案をまたご確認いただければと思います。

(委員)

はい。あと総会時に発言された先生方にもできればご意見をいただけるとありがたいなと思っています。すごく強く言っていただいた方もいるので、ぜひ確認をお願いします。

(部会長)

この部会で決まったことは、部会委員以外の方にも回るのでしょうか。

(事務局)

答申が確定しましたら部会メンバー以外の先生方にもご報告をすることになっていますが、今のご指摘は文言を修正した答申案の段階で、前回の総会で濁水について意見され



た先生にも確認するようというご指摘だと理解しましたので、その先生のご意見は別途個別にお聞きしたいと思います。

(委員)

今日はアドバイザーかなにかでご参加されているかなと期待しましたがおられないので、よろしくお願ひします。

以上